平成２２年（フ）第２０６号
岐阜県大垣市荒尾町1792番地４
債務者　庄司　　薫
１　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第４９６号
奈良県香芝市逢坂２丁目634番地の13
債務者　小野　眞弓（旧姓森貞）
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５２９号
奈良県大和高田市大字市場787番地の１、前住所奈良県大和高田市南陽町14番31号
債務者　中津恵美子
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
奈良県香芝市瓦口2205番地　グランディール・ヤマナカ301号
債務者　秀平　充雄
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
奈良県大和高田市大中南町４番54―405号
債務者　西岡　英子
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
奈良県橿原市新口町265番地の11
債務者　坂口　光代
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
奈良県大和高田市神楽３丁目11番15号
債務者　山村　純子
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
三重県志摩市阿児町鵜方323番地７
債務者　井上眞知子
１　決定年月日時　平成23年２月９日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
三重県志摩市阿児町鵜方323番地７
債務者　井上　知子
１　決定年月日時　平成23年２月９日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
愛知県豊橋市植田町字向新切19番地７
債務者　深谷　文恵（旧姓宮脇）
１　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１３号
愛知県豊川市一宮町幸78番地　セントラルシティー一宮303号
債務者　仁木　　学
１　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月28日午後２時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２４号
愛知県豊川市三蔵子町福地荒古23番地の６
債務者　中村　恵子
１　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年３月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産廃止

平成１４年（フ）第２４号
秋田市千秋矢留町９番４号
破産者　同和住研工業株式会社
１　決定年月日　平成23年２月７日
２　主文　本件破産を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を償うに足りない。
秋田地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成１９年（フ）第４１０号
長崎県北松浦郡江迎町田ノ元免1251番地２
破産者　有限会社田尻商会
１　決定年月日　平成23年２月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第６２１号
千葉市中央区生実町2025番地５
破産者　高野　祐一
１　決定年月日　平成23年２月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１９号
北海道勇払郡安平町追分向陽123番地１
破産者　有限会社柳沼建材
１　決定年月日　平成23年２月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２０号
千葉県香取市観音771番地
破産者　サンライト建設株式会社
１　決定年月日　平成23年２月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第４４０号
静岡県浜松市東区有玉北町37番地
破産者　株式会社ハマフク
１　決定年月日　平成23年２月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係